

事件番号：行政不服審査 2市審第1号

処分庁：東大和市立中央公民館長

### 審査請求人主張書面

東大和市行政不服審査会 御中

2021年8月19日

審査請求人 榎本 清

#### 1.処分の事実

本件は、2021年2月24日に処分庁である前東大和市立中央公民館長 佐伯芳幸が、3月7日に予定していた「裁判ごっこ」という集会を呼びかけるチラシ（以下「当該チラシ」と略す）（資料①）に関し、審査請求人に対し口頭で下したチラシ受領拒否という処分に対しての審査請求である。当該チラシ配布については集会間近であり緊急性があったため、審査請求人はチラシ配置を可能にするため、資料②のようにチラシの改変を余儀なくされた。

#### 2.処分の違法性

中央公民館長はみずからの主張に沿っての改変を執拗に要求し、それがなされなければ（受領を）「認められない」（2月24日の公民館での館長発言 口頭意見陳述では否定）と繰り返した。6月24日の口頭意見陳述の場ではそれが「お願い」であったと主張したが、2月24日の窓口では「お願い」という言葉は一切口にしておらず、30分以上にわたり「これでは認められない」と繰り返すばかりで、審査請求人にとっては受領拒否と受け取らざるを得ないものであり、実質的な配置拒否であった。そのため審査請求人はやむなくチラシ改変を余儀なくされたものである。

このことはたんに公民館運営事務処理取扱基準（資料③）に違反するばかりでなく、憲法第21条の表現の自由、ならびに集会の自由の侵害という重大な違反である。

#### 3.審査すべき争点

チラシの内容は題名にもある通り、裁判をもじったものであり、期日や場所の表記も含め一体のものとしての呼びかけになっている。そのことで閲覧者に誤解を与えるようなことは考えられないが、もし仮に館長の主張が妥当としても、そのことを理由に受領拒否ができないことは公民館運営事務処理取扱基準からしても明らかである。

また、改変要求が「お願い」であったと館長は主張するが、それを担保する事実（改変することの任意性の表明、「お願い」であるとの表明）は一切なかった。「お願い」（中央公民館長の口頭意見陳述での主張）と「認められない」（同、公民館での発言）はとうてい相容れないものである。むしろ執拗に改変を要求してチラシの受領を拒否するなど、実質的な配置拒否と言い得るのであった。

上記の事実の有無と、その事実が憲法第21条に抵触するか否かが本審査請求の争点でなけれ

ばならない。

#### 4. 審査資格要件の制限

本件の争点は3で述べた通り、中央公民館長の処分に法的違反があったか否か、そのことが憲法違反にあたるものか否かである。行政不服審査ではまずこのことが問われなければならない。

しかるに、審理員意見書は不当にも審査請求人の適格性をまずもって審査し、行政事件訴訟法や最高裁判決（昭和53年3月14日）について縷々述べ、審査資格要件を制限することに主力を傾注している。

行政不服審査法（以下、「同法と略す」）第2条には「行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。」とあり、この要件を満たしていれば審査請求することができるというのが同法の求めているところである。

審理員のように法を曲解して資格要件を制限することは、同法第1条の「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図る」という理念を歪めることらなると言わねばならず、審理員意見書の主張するところは不適法である。

#### 5. 個人の権利・利益の回復

本審査請求の原因となった具体的事案は、当該チラシに対する中央公民館長の執拗な書き換え要求と受領拒否により、審査請求人が涙を吞んでその要求に屈したことにある。当審査請求はそのような中央公民館長による違法な処分に対して、その誤りを認めさせ、個人としての尊厳と権利の回復を図ることである。

審理員意見書は当該チラシの目的としていた集会がすでに終了していることから、審査請求人の法的地位は既に消滅していると主張している。しかし、以下に述べるように審査請求人の法的利益は決して消滅してなどいない。むしろ処分庁・審理員のこのような主張が通るとすれば、口頭意見陳述でも審査申請人が発言したとおり、不本意な性的行為を強いられた被害者が、行為のあった事実をもって合意があったとみなされ、性的被害を訴えられない構図とそっくり同じものとなる。

また審理員意見書は、1978年8月14日最高裁判決（以下、「8.14判決」と略す）を根拠に行政事件訴訟法第9条第1項を援用し、行政不服審査法の審査資格要件について論じている。それによれば、本審査請求によって審査請求人が回復すべき将来的不利益は存在せず、また同人が主張するものは公的利益であるとして、回復すべき法律上の利益もないとしている。

8.14判決の当否について異論なしとはしないが、その判決ですら、不服申し立てができる者を「法律上の利益がある者」とし、その中では「自己の権利」を侵害された者と明確に記されている。

すなわち、審査請求人がこの項冒頭で述べた通り、東大和市立中央公民館長の処分を行政が誤りと認めることは、基本的人権の核心でもある表現の自由という権利を回復することになる。表

現の自由は法律上保護されなければならない不可侵の権利であってみれば、このことは基本的な人権の回復という、まさに個人の尊厳にかかわる利益の実現である。

行政不服審査法第1条には「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」とあるように、また審査請求人が口頭弁録でも述べた通り、行政の質の向上がはかられることは同法が本来目的としていることでもある。

## 6.損害賠償請求

審理員意見書では、審査請求人が損害賠償請求権を行使するにあたってまで論をすすめている。同権行使のために行政処分の取り消しが前提とはならないことをもって、審査請求人の回復すべき法律上の利益はないとしているのである。

しかし、行政処分の取り消しが損害賠償請求権の前提にならないとしても、行政当局が当該処分の取り消しを認めたことになれば、訴訟に及ぶか否かは別として、当局に対応措置、是正措置を要求する根拠にはなりうる。その意味で法的利益がないとは言い切れないことは明白である。

いずれにせよ、審査庁はいたずらにその門戸を狭めることに汲汲とすべきではなく、行政不服審査法本来の目的と理念を尊重し、市民、国民の訴えに真摯に対応する必要がある。行政不服審査法は市民、国民の利益・権利を守るばかりでなく、行政機関の適正な運営にも資する法律であることを思い起こすべきである。

### 【添付資料】

- 1.資料① 「裁判ごっこ」チラシ（改変前のもの）
- 2.資料② 同チラシ（改変させられたもの）
- 3.資料③ 公民館運営事務処理取扱基準